

令和元年10月1日から

幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する

3～5歳児クラスの子どもの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳児クラス～2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯が無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用

- 3歳児クラス～5歳児クラス…**全て**の子どもの利用料が無償化
- 0歳児クラス～2歳児クラス…**市民税非課税世帯**が無償化
 - 新制度未移行の幼稚園については、月額25,700円までが無償となります。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。

(注) 幼稚園及び認定こども園の教育部分（1号認定）については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - **通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。**ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

(注) 副食費の免除世帯については、世帯構成や市民税額をもとに市が決定します。

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用

【対象者】 ※認定の申請が必要です

- お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さん

(注1) 満3歳児（3歳になった日から次の3月31日まで）の預かり保育は、市民税非課税世帯で、市町村から保育の必要性の認定を受けた場合に、無償化の対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、お住まいの市町村が定める就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

【利用料】

- 幼稚園・認定こども園の教育部分（1号認定）の利用に加え、**利用日数に応じて1日あたり450円、最大月額11,300円までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化**されます。
 - 満3歳児（3歳になった日から次の3月31日まで）の市民税非課税世帯は、最大月額16,300円まで無償化

認可外保育施設・一時預かり・病児保育等を利用

【対象者】 ※認定の申請が必要

- お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受けた、認可施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を利用していない3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さん

（注1）「保育の必要性の認定」の要件については、お住まいの市町村が定める就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

（注2）0歳児クラスから2歳児クラスまでのおさんは、市民税非課税世帯で、市町村から保育の必要性の認定を受けた方が対象となります。

（注3）企業主導型保育施設を利用するおさんは、標準的な利用料が無償化の対象となるため一時預かり・病児保育などの利用については無償化の対象となりません。

【対象となる施設】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象

（注）弘前市では、現在ファミリー・サポート・センター事業を実施しておりません。

【利用料】

- 3歳児クラス～5歳児クラス…月額37,000円まで無償化

- 0歳児クラス～2歳児クラス…月額42,000円まで無償化

- 認可外保育施設・一時預かり・病児保育の利用を合算しての上限額となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

- 就学前の障害児の発達支援を利用するお子さんについても、3歳児クラスから5歳児クラスまでの利用料が無償化されます。

	認可保育所・認定こども園	新制度幼稚園・認定こども園		新制度未移行の幼稚園		認可外保育施設・一時預かり・病児保育
	保育 (2号・3号認定)	教育 (1号認定)	預かり保育	教育	預かり保育	
3歳児～5歳児クラス (全ての世帯)	○	○	○(※) 上限11,300円	○ 上限25,700円	○(※) 上限11,300円	○(※) 上限37,000円
満3歳児 (市民税課税世帯)	/	○	×	○ 上限25,700円	×	/
満3歳児 (市民税非課税世帯)	/	○	○(※) 上限16,300円	○ 上限25,700円	○(※) 上限16,300円	/
0歳児～2歳児クラス (市民税非課税世帯)	○	/	(※) 部分は、無償化にあたりお住まいの市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があります。			○(※) 上限42,000円